

2024年度版

官 庁 訪 問 ガ イ ド

総合職春試験

2024年2月14日  
人事院人材局企画課

# CONTENTS

この「官庁訪問ガイド」は、各省庁人事担当課長会議申合せにより決定された、国家公務員採用総合職春試験に関する2024年度の「官庁訪問ルール」等の内容(※)について解説したものです。

「官庁訪問ルール」の本文は、「国家公務員試験採用情報NAVI」で御確認ください。

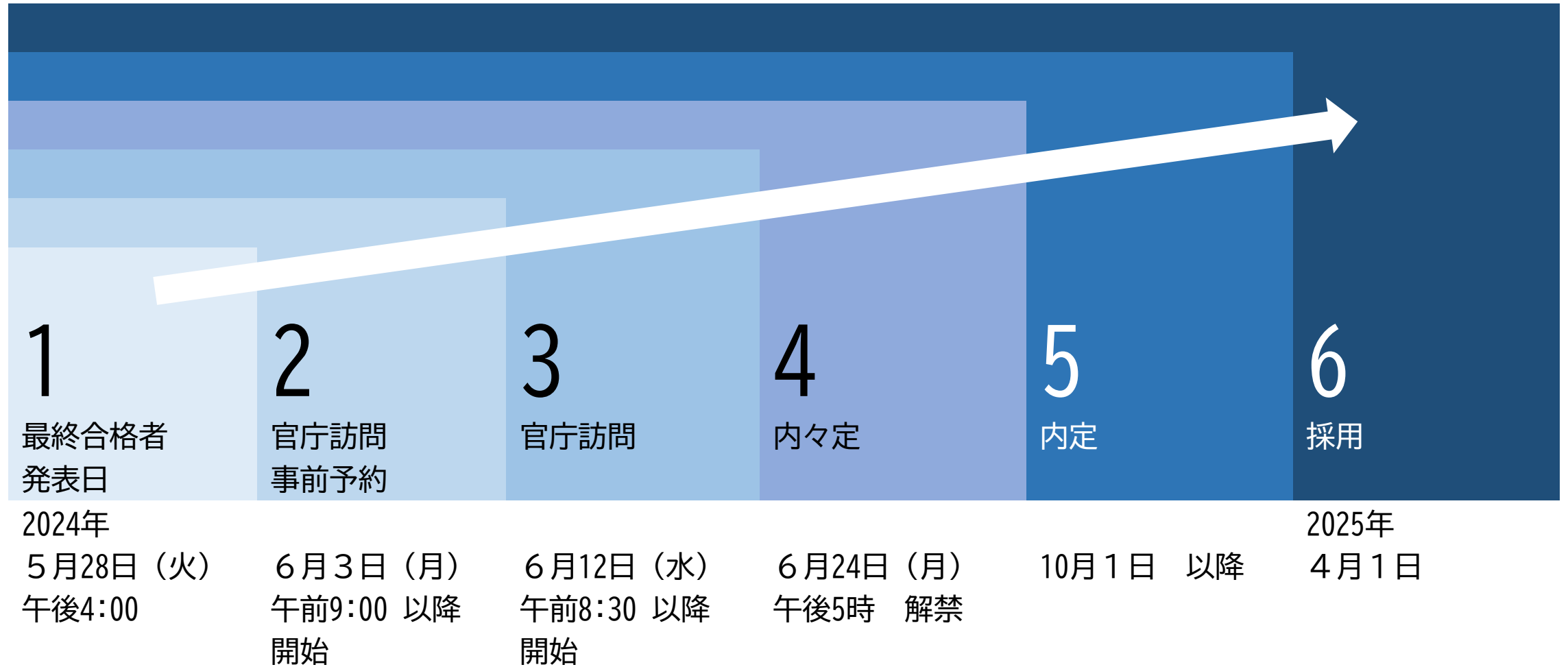
また、国家公務員採用総合職試験に関する受験資格や日程等については、必ず「受験案内」を御参照ください。

※ 「教養区分」を除く、いわゆる総合職春試験の最終合格者を対象とした、夏の官庁訪問を想定していますが、「法務区分」及び「教養区分」の過年度試験における最終合格者の方は、こちらの夏の官庁訪問に参加いただくこととなりますので、御一読いただくと幸いです。

---

採用までの基本的な流れ	2
官庁訪問について	3
官庁訪問スケジュール	6
官庁訪問のプロセス	7
採用希望年度に応じた官庁訪問	13
採用希望年度等に関する意向確認	14
官庁訪問の参加年度	15
広報活動	20
その他	22
官庁訪問等に関するQ&A	23

# 採用までの基本的な流れ



## 官庁訪問について①

### 「官庁訪問」とは

- ✓ 「官庁訪問」とは、受験者が志望する省庁を訪問し、各省庁の職員から業務説明や面接などを受けていただくもので、志望する省庁に採用されるための重要なステップ(採用選考活動)です。
- ✓ 国家公務員採用試験の最終合格＝採用ではありません。
- ✓ 志望する省庁に採用されるためには必ず官庁訪問へ参加し、志望省庁から、内々定や内定を得る必要があります。

### 「官庁訪問ルール」とは

- ✓ 官庁訪問に関する日程、制約、その他の事項については、毎年度、「各省庁人事担当課長会議申合せ」により決定されています。
- ✓ これを「官庁訪問ルール」といいます。各省庁や受験者の皆様は、このルールに従って行動する必要があります。  
(「各省庁人事担当課長会議申合せ」は、「国家公務員試験採用情報NAVI」に掲載しています。)

### 「官庁訪問」の訪問形式について

- ✓ 従来は全て対面型のみで行われていましたが、近年では、オンラインによる官庁訪問も実施されています。
- ✓ どちらの形式で実施されるかは、各省庁の判断となりますが、各省庁は、受験者間の公平性に配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用することになっており、特に、後述する第1クールにおいては、受験者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する受験者には必ずオンラインで対応することになっています。
- ✓ なお、各省庁の判断により、対面型の面接は実施せず、オンライン面接のみで実施されることもあります。

## 官庁訪問について②

### なぜ「官庁訪問」が必要なのか

- ✓ 国家公務員の業務は多種多様であり、各省庁は、採用しようとする受験者が、その省庁の行政を推進するに当たり、求める人材として適しているかなど、様々な観点から確認する必要があります。
- ✓ また、受験者の皆様においても、国家公務員として新たな職業生活をスタートさせるわけですから、自分がやりたい仕事は何か、どういう職場で働きたいかなど、様々な思いを踏まえて、志望する省庁で職務に従事することが自分にとって適切な選択となるのか、見極める必要があります。
- ✓ そのため、各省庁と受験者の皆様との間でいわゆる「マッチング」を図り、双方が納得した上で、採用に至ることができるよう、国家公務員採用試験における人物試験とは別個のものとして、「官庁訪問」の機会を設けているところです。
- ✓ 受験者の皆様におかれましては、この機会を活用し、志望する様々な省庁の面接等を受け、志望省庁に関する知識や理解をより深めると共に、積極的に自己PRをし、結果として悔いの残らないよう、また、最善の選択ができるよう、官庁訪問を乗り越えていただければ幸いです。

### 「官庁訪問」の前に・・・

- ✓ まずは、各省庁別の採用予定も確認の上、どの省庁を志望するのかをよく検討してください。採用試験に最終合格してから検討を始めるのではなく、できるだけ早めに、各省庁のホームページ等を閲覧したり、業務説明会に参加することで、様々な省庁の政策等を確認し事前に検討しておくことをお勧めします。

## 官庁訪問について③

### 「官庁訪問」当日について

官庁訪問における1日の流れについては、参考イメージとなりますが、右図のとおりです。

各省庁によって、時間や流れは異なりますが、基本的には、1日に複数回の面接が行われます。

各省庁の職員から直接業務説明や経験談を聞いたり、職員に対する質問等を通じて、事前には分からなかった情報を入手したり、職場の雰囲気を感じ取ることにもできるかと思えます。

同一省庁に再度の訪問が必要となる場合もありますが、その場合には、訪問先の省庁からその旨をお知らせします。

なお、官庁訪問の事前予約の有無、官庁訪問当日に必要な書類や留意事項、訪問形式、オンラインの場合に必要なツールなど、詳細については、事前に各省庁のホームページ等を御確認ください。

### A省の官庁訪問における1日の流れ (参考イメージ)

8:30	受付
9:00	原課面接① ・政策・制度等担当職員による 面接、業務説明など
	待機
	原課面接②
12:00頃	昼休憩・待機
13:30頃	原課面接③
	待機
夕方	採用担当による面接①
	待機
	採用担当による面接②
18:00	終了
→当日又は後日、次のクールの訪問等に関する連絡	

# 官庁訪問スケジュール

2024年

5月				6月																							
28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
最終合格者発表日						官庁訪問の予約受付開始									官庁訪問開始日			(原則接触不可)	(原則接触不可)						(原則接触不可)	(原則接触不可)	内々定解禁
																①						②		③			④

※事前予約制  
6月3日(月)午前9時から6月11日(火)午後5時までの各省庁が定める期間中に予約を行ってください。

リセット    リセット

最終合格者発表日から官庁訪問開始日午前8時30分までの間は、対面での広報活動等は不可

この期間内の各省庁が定める期間中に、官庁訪問開始日以降の予約を受付

各省庁が次回の訪問予約に関するメールでの一方の事務的連絡を行う場合を除き、土日における訪問や、電話・メール等の接触不可

午前8時30分以降 官庁訪問（第1クール）開始  
（第2クール以降の開始時刻は午前9時以降）

午後5時以降、内々定解禁

## 官庁訪問のプロセス①(事前予約)

### 最終合格者発表

- ✓ 最終合格者発表日は、5月28日(火)午後4時となります。

### 官庁訪問の事前予約

- ✓ 各省庁は、6月3日(月)午前9時から6月11日(火)午後5時までの、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法により、官庁訪問の予約受付を行います。各省庁ごとに予約期間や申込方法が異なりますので、受験者の皆様は、必ず予約受付開始日より前に、各省庁のホームページを確認し、予約期間や申込方法を把握の上、予約開始日時以降、最終合格者発表結果の確認後、志望する省庁に官庁訪問の予約申込みを行ってください。
- ✓ 各省庁は、原則として受験者の希望どおりに受け付けますが、受験者が特定の日に集中して十分な選考活動が行えなくなる場合には、受験者に対し他の日程が提示されることもあります。
- ✓ なお、各省庁は、官庁訪問開始日以降の土曜日及び日曜日(6月15日(土)、16日(日)、22(土)、23(日))について、官庁訪問は実施せず、次回の訪問予約に関してメールで一方向の事務的連絡を行う場合を除き、受験者と電話やメールを含め、いかなる接触も行っていないことになっています。
- ✓ 予約は1日1省庁に限られています(複数の省庁に対して同一日を予約することはできません。)。これを遵守していただけない受験者の方には、各省庁の職員は会わないことになっていますので、御注意ください。



# 官庁訪問のプロセス②(第1クール)

## 第1クール

- ✓ 6月12日(水)~14日(金)は、「第1クール」です。
- ✓ 第1クールの各日のみ、午前8時30分から訪問開始となります。
- ✓ 第1クールにおいては、同一省庁への訪問は3日間のうち1回まで(同一省庁に2回訪問不可)となります。
- ✓ 第1クールにおいては、オンライン面接を希望する受験者に対し、各省庁は必ずオンラインで対応することになっています(各省庁の判断により、対面型の面接は実施せず、オンライン面接のみで実施されることもあります。)

6月		
12	13	14
水	木	金
A省	B省	C省
第1クール		

OK

初日に必ず訪問しなければならないというルールはありません。

6月		
12	13	14
水	木	金
(なし)	A省	B省
第1クール		

OK

6月		
12	13	14
水	木	金
A省	B省 D省	C省
第1クール		

OK

B省とのマッチングが今ひとつだった場合など、D省が受付可能であれば、(予約なしで) D省を訪問することもルール上は問題ありません。

6月		
12	13	14
水	木	金
A省	B省	A省
第1クール		

NG

第1クール内で、同一省庁を2回訪問することはできません。

6月		
12	13	14
水	木	金
A省	B省 A省	C省
第1クール		

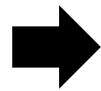
NG

# 官庁訪問のプロセス③(第2クール)

## 第2クール

- ✓ 6月17日(月)、18日(火)、19日(水)は、「第2クール」です。
- ✓ 第2クール以降の各日においては、午前9時から訪問開始となります。
- ✓ 第2クールにおいても、同一省庁への訪問は3日間のうち1回まで(同一省庁に2回訪問不可)となります。
- ✓ 第1～第2クールは、(土日を除き)翌日・翌々日に同一省庁を訪問することはできません。
  - ・ 第1クールの初日に訪問した省庁は第2クールの初日以降
  - ・ 第1クールの2日目に訪問した省庁は第2クールの2日目以降
  - ・ 第1クールの3日目に訪問した省庁は第2クールの3日目以降 に訪問可

6月		
12	13	14
水	木	金
A省	B省	C省
第1クール		



6月		
17	18	19
月	火	水
A省	B省	C省
第2クール		

OK

6月		
17	18	19
月	火	水
(なし)	A省	B省
第2クール		

OK

6月		
17	18	19
月	火	水
A省	E省	C省
第2クール		

OK

6月		
17	18	19
月	火	水
A省	C省	D省
第2クール		

NG

6月		
17	18	19
月	火	水
B省	C省	A省
第2クール		

NG

新しい省庁に訪問することもルール上問題ありません。

翌日・翌々日に同一省庁を訪問することはできません。

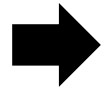
# 官庁訪問のプロセス④(第3クール)

## 第3クール

- ✓ 6月20日(木)～6月21日(金)は、「第3クール」です。
- ✓ 第2クールが終わると「リセット(前のクールの訪問先・訪問順に制限されることなく訪問可能)」となりますので、第3クール初日は任意の省庁に訪問できます。
- ✓ 第3クールにおいては、同一省庁への訪問は2日間のうち1回まで(同一省庁に翌日訪問不可)となります。

6月		
17	18	19
月	火	水
A省	B省	C省
第2クール		

↑  
リセット



6月	
20	21
木	金
A省	B省
第3クール	

OK

第2クールの2日目や3日目に訪問した省庁を、第3クールの初日に訪問することも可能です。

6月	
20	21
木	金
C省	B省
第3クール	

OK

新しい省庁に訪問することもルール上問題ありません。

6月	
20	21
木	金
C省	F省
第3クール	

OK

6月	
20	21
木	金
A省	A省
第3クール	

NG

第3クール内で同一省庁を訪問することはできません。

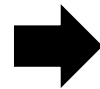
## 官庁訪問のプロセス⑤(第4クール)

### 第4クール

- ✓ 6月24日(月)は、「第4クール」です。
- ✓ 第3クールが終わると「リセット(前のクールの訪問先・訪問順に制限されることなく訪問可能)」となりますので、第4クールは任意の省庁に訪問できます。
- ✓ 6月24日(月)午後5時以降に「内々定」が解禁となります。

6月	
20	21
木	金
A省	B省
第3クール	

↑  
リセット



6月	
24	
月	
A省	
第4クール	

OK

6月	
24	
月	
B省	
第4クール	

OK

6月	
24	
月	
G省	
第4クール	

OK

新しい省庁に訪問することもルール上  
問題ありません。

## 官庁訪問のプロセス⑥(官庁訪問終了後)

### 内々定

- ✓ 「内々定」の解禁は6月24日(月)午後5時以降となりますが、内々定の通知や関連する事務手続は、後日(6月25日(火))以降となる場合もあります。また、各省庁は、同解禁日時までの間は、受験者に対し内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わないことになっています。
- ✓ 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)

### 内定

- ✓ 10月1日以降、正式な採用内定が行われます。
- ✓ 採用内定(内々定)は、1つの省庁からしか応諾することができず、採用内定(内々定)後には、他省庁の面接に応じることはできません。採用の面接等の連絡を受けた場合には、既に他省庁に採用内定(内々定)していることを伝えてください。

### 採用

- ✓ 2024年度の官庁訪問に参加の上、内定を得た方の採用は、おおむね2025年4月1日以降となります(毎年度行われる官庁訪問は、「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」となります。)。ただし、既卒の受験者など、内定を得た省庁と事前に調整の上、早期に採用されること(例えば、10月1日付け採用など)もあり得ます(欠員状況等によりますので、希望しても必ず早期に採用されるわけではありません。)

## 採用希望年度に応じた官庁訪問

### 受験者の採用希望年度に応じた官庁訪問について

- ✓ 国家公務員採用試験の最終合格者は、「採用候補者名簿」に記載されます。各省庁は、この名簿に記載された者の中から採用することになります。
- ✓ 総合職試験に係る採用候補者名簿の有効期間は、2024年度最終合格者発表日から5年間となります。(2023年度試験から有効期間が延長されました。2022年度試験以前の採用候補者名簿は引き続き3年間となりますので、御注意ください。)  
例えば、大学4年次(2024年度)に採用試験を受験して最終合格した後に大学院へ入学し、修士課程を修了した後の採用(2027年4月採用)を目指すため、2026年度の官庁訪問に参加することなども可能です。
- ✓ 採用候補者名簿の有効期間内に官庁訪問を行うだけでなく「採用」される必要があります。
- ✓ 採用された場合は、採用候補者名簿から削除されます。
- ✓ 毎年度行われる官庁訪問は、「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」となります。そのため、採用希望年度を延期し、2026年4月の採用を目指すためには、2025年度の官庁訪問に参加する必要があります。
- ✓ 2024年度総合職試験に最終合格した場合、最長で、2028年度の官庁訪問に参加し2029年4月採用を目指すことも可能です。
- ✓ 2025年度以降の官庁訪問ルール(日程含む。)は、各年度ごとの各省庁人事担当課長会議申合せにより決定されますので、現時点では未定となります。

## 採用希望年度等に関する意向確認

### 受験者の採用希望年度等に関する意向確認について

- ✓ 総合職試験受験者の皆様には、第1次合格通知書のダウンロードの際に、採用希望年度などの「採用志望情報」を登録していただきます。  
登録いただいた「採用志望情報」は、個人情報の保護に十分留意した上で、人事院から採用を予定している各省庁に提供されます(採用事務以外の目的に使用することはありません。)
- ✓ 2024年度からメールアドレスも提供しますので、合格後も連絡が取れるメールアドレスを登録してください。正しく登録いただかないと、面接の御案内や意向確認ができない場合がございます。
- ✓ 最終合格者発表後、「採用志望情報」で登録いただいた採用希望年度を変更する場合は、「意向届(オンラインシステム)」により、採用希望年度の変更について報告していただきます。  
「意向届」において変更いただいた「採用志望情報」は、個人情報の保護に十分留意した上で、人事院から採用を予定している各省庁に提供されます(採用事務以外の目的に使用することはありません。)
- ✓ 「意向届」は、採用希望年度を変更する場合のほか、採用内定した場合、今後の採用を希望しない場合、引き続き採用を希望する場合、連絡先を変更する場合など、最終合格後に提出していただくこととなりますので、御留意ください。
- ✓ 「採用志望情報」、「意向届」等の登録・提出方法その他の詳細については、第1次試験日及び第2次試験日において配布される資料などを御確認ください。

# 官庁訪問の参加年度①

## ケース①（採用試験合格年度に官庁訪問し、翌年度4月の採用となるケース）

2024年度の採用試験に最終合格、同年度に官庁訪問を行い、2025年4月から採用

### 2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格											
官庁訪問→内々定						内定					

### 2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用（名簿削除）											

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用（名簿削除）											

### 2029年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用（名簿削除）											

### メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

✓ 最も多いケースです。最終合格した年度の官庁訪問に参加し、翌年度4月の採用を目指します。



## 官庁訪問の参加年度②

ケース③（採用試験合格年度及び翌年度は官庁訪問せず、翌々年度に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2024年度の採用試験に大学4年で最終合格、大学院進学し2026年度に官庁訪問を行い、2027年4月から採用

### 2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格											
(大学4年次)											

### 2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学卒業) (大学院へ入学)											

### 2026年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問→内々定 内定											

### 2027年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用 (名簿削除)											
(修士課程修了)											

2029年5月

### メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 採用希望年度を2年延期し、最終合格した年度や翌年度の官庁訪問には参加せず、翌々年度に官庁訪問し、次の4月の採用を目指します。
- ✓ 大学の学部4年次に総合職試験を受験して最終合格した後、大学院に入学し、修士課程を修了した後に採用を希望する場合などは、このケースに該当します。

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年とおりの日程を想定の上、記載しています。

## 官庁訪問の参加年度③

ケース④（採用試験合格年度は官庁訪問せず、3年後に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2024年度の採用試験に修士2年で最終合格、博士課程へ進み、2027年度の官庁訪問を行い、2028年4月から採用

### 2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格											
(修士2年次)											

### 2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(修士課程修了)											
(博士課程へ)											

### 2027年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問→内々定											
内定											

### 2028年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(博士課程修了)											
採用 (名簿削除)											

2029年5月

### メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 採用希望年度を3年延期し、最終合格した年度の3年後の年度に官庁訪問し、次の4月の採用を目指します。
- ✓ 修士2年次に総合職試験を受験して最終合格した後、博士課程に進み、博士課程を修了した後の採用を希望する場合などは、このケースに該当します。

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年とおりの日程を想定の上、記載しています。

## 官庁訪問の参加年度④

ケース④（採用試験合格年度は官庁訪問せず、4年後に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2024年度の採用試験に大学4年で最終合格、民間企業に就職し、2028年度の官庁訪問を行い、2029年4月から採用

### 2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格											
(大学4年次)											

### 2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学卒業)											
(民間企業へ就職)											

### 2028年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問→内々定											
内定											

### 2029年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(民間企業退社)											
採用 (名簿削除)											

### メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 採用希望年度を5年延期し、最終合格した年度の4年後の年度に官庁訪問し、次の4月の採用を目指します。
- ✓ 大学の学部4年次に総合職試験を受験して最終合格した後、民間企業に就職し、4年間民間企業勤務を経験した後の採用を希望する場合は、このケースに該当します。

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

## 官庁訪問の参加年度⑤

### その他

- ✓ 採用候補者名簿の満了年度における官庁訪問には参加することができません(下図のとおり)。2024年度採用試験の最終合格者であれば、2024年度、2025年度、2026年度、2027年度、2028年度の官庁訪問に参加することが可能ですが、2029年度の官庁訪問は対象外となります。
- ✓ 例えば、当該年度における官庁訪問のマッチングがうまくいかず、翌年度の官庁訪問に再度参加する場合など、毎年度連続して官庁訪問に参加することも可能ですが、官庁訪問は「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」であるため、例えば、2027年4月の採用を目指す方が2024年度の官庁訪問に参加することはできません(その場合、2026年度の官庁訪問に参加することになります)ので、御留意ください。  
 なお、採用希望年度の登録や変更については、14ページを御参照ください。

### 2024年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

最終合格

### 2029年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

(有効期間満了に伴う名簿の失効)

~~官庁訪問~~

※2025年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

## 広報活動①

### 広報活動について①

- ✓ 各省庁は、例年3月以降、広報活動(採用を目的として各種情報等を学生等に対し広く発信していく活動)を開始します。省庁ごとに開催される業務説明会や、人事院が主催し各省庁が参加する合同業務説明会など、対面型又はオンラインによる様々なイベントが実施されます(採用を目的としない啓発活動は、時期を限定せず実施しています。)
- ✓ 業務説明会へ積極的に参加して、興味のある、あるいは志望する省庁の業務内容や採用予定等の情報を得ていただくことをお勧めします。なお、業務説明会への参加はあくまで任意であり、参加しなかったとしても、そのことを理由に不利に扱われることはありません。また、業務説明会において採用選考活動が行われることはありません。
- ✓ 業務説明会の日程等については、各省庁のホームページ、SNSや人事院の「国家公務員試験採用情報NAVI」に掲載しているほか、「国家公務員試験採用情報X(旧Twitter)」、メールマガジンなどでも御案内しています。
- ✓ 各省庁は、第2次試験日(筆記試験)(4月14日(日))以降に説明会を開催する場合は、第2次試験日(面接等)、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数日程で行い、また、可能な限りオンライン会議ツールも併用することとしています。  
※ 各省庁が開催する説明会との重複を理由に、第2次試験(面接等)の日程を変更することはできません。

## 広報活動②

### 広報活動について②

- ✓ 最終合格者発表日(5月28日(火))から官庁訪問開始日時(6月12日(水)午前8時30分)までの間は、各省庁は、面接等の選考活動はもちろんのこと、対面による広報活動は一切行わないこととなっています。(各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS(Facebook、X(旧Twitter)等)、オンライン会議ツール等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは制限されていません。)
- ✓ 最終合格者発表日から官庁訪問開始日の前日までの期間においては、業務説明会の開催に加えて、業務説明会に引き続く相談会や座談会の開催は可能になっています(原則2人以上の受験者が参加する形で開催し、その方法はオンラインにて実施する場合に限られます。)

### 各省庁が開催する説明会の日程や情報について

- ✓ 各省庁が開催したり、人事院が主催する説明会・セミナーの日程(カレンダー)や情報を取りまとめたページが「国家公務員試験採用情報NAVI」に掲載されていますので、御活用ください。

### 「総合職試験（技術系区分）既合格者向け6月期官庁訪問」について

- ✓ 技術系区分からの採用が多い一部の省庁間における申合せにより、通常の官庁訪問とは別に「総合職試験(技術系区分)既合格者向け6月期官庁訪問」が毎年度実施されています。
- ✓ 2024年度における既合格者向け6月期官庁訪問は、2022年度又は2023年度の総合職試験(技術系区分)に最終合格している方を対象として実施されます。
- ✓ 対象となる試験区分、訪問先となる省庁、日程、事前予約などについては、国家公務員試験採用情報NAVIに「2024年度国家公務員総合職試験(技術系区分)既合格者向け6月期官庁訪問の実施について」を掲載していますので、そちらを御確認ください。

## 官庁訪問等に関するQ&A①

**Q1 官庁訪問の開始前に、採用選考活動は行われないのでしょ**

**A** 各省庁は、官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むことになっています。一方で、広報活動は可能となっており、各省庁による様々な業務説明会等が実施されますが、この広報活動の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は禁止されていますので、例えば、業務説明会やOB・OG訪問との名目で実質的に受験者を選考するような行為は、官庁訪問ルール違反となります。

なお、最終合格者発表日(5月28日(火))から官庁訪問開始(6月12日(水)午前8時30分)までの間は、各省庁は、面接等の選考活動はもちろんのこと、対面による広報活動は一切行わないこととなっています。(各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS(Facebook、X(旧Twitter)等)、オンライン会議ツール等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは制限されていません。)

✓ 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)

**Q2 官庁訪問は、オンラインで実施されることもあるのですか。**

**A** オンライン形式で実施されるかどうかは、各省庁の判断となりますが、各省庁は、受験者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用することになっており、特に、第1クールにおいては、受験者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する受験者には必ずオンラインで対応できるようにすることになっています。

なお、各省庁の判断により、対面型の面接は実施せず、オンライン面接のみで実施されることもあります。



## 官庁訪問等に関するQ&A②

**Q3 官庁訪問における面接は、オンライン又は対面型で評価が異なるのですか。**

A オンライン面接や対面型による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差が生じることはありません。

**Q4 官庁訪問期間中の土曜日及び日曜日に訪問することはできますか。**

A 訪問することはできません。さらに、各省庁は、官庁訪問開始日以降の土曜日及び日曜日(6月15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日))は、次回の訪問予約に関する事務的連絡を一方向のメールで行う場合を除き、受験者と電話やメールを含め、いかなる接触も行ってはいけないことになっています。

**Q5 官庁訪問は、深夜まで行われることがあるのでしょうか。**

A 各省庁は、オンラインや対面型といった面接方法の違いにかかわらず、できる限り待ち時間を縮減し、受験者を早期に帰宅させるよう最大限配慮するとともに、地方在住受験者に不利益とならないよう、十分留意することとされています。なお、官庁訪問の終了時刻については、可能な限り午後8時までとし、午後10時以降に実施することは禁止されています。官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)

**Q6 事前予約がなければ、官庁訪問することはできないのでしょうか。**

A 官庁訪問では、多くの府省が事前予約制を導入していますが、各省庁は、官庁訪問の予約がない受験者の訪問について、柔軟に受け付けることとし、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わないこととしています。ただし、応対できる場所・職員数などの関係から、各省庁が事前予約外で1日に受け入れることができる受験者数には限界もありますので、受付できない場合もあります。あらかじめ御承知おきください。なお、事前予約は、最終合格者発表の結果を確認してから行ってください。

## 官庁訪問等に関するQ&A③

**Q 7 遠隔地からの訪問となるのですが、訪問開始時期が遅れたことにより、官庁訪問で不利に扱われることはありませんか。**

A 訪問開始時期が遅れたことを理由に不利に扱われることはありません。  
各省庁は、地方在住受験者、民間企業等併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底することとなっています。そのため、「初日に来なければ採用しない」等の言動は、官庁訪問ルール違反となります。  
また、民間企業の面接等の予定がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮することになっています。  
官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。  
(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)

**Q 8 官庁訪問の事前予約の際、省庁から連絡のあった訪問日時が学事日程と重なってしまったのですが、どうしたらよいでしょうか。**

A 当該省庁に事情を伝え、別の日時に訪問できるよう相談してみてください。  
各省庁は、官庁訪問において、授業、試験、留学、教育実習など学生である受験者の事情を十分に勘案して面接等を行うこととされており、また、受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わないことになっています。

**Q 9 特定の大学や学部を卒業していなければ、官庁訪問の際に不利となるのでしょうか。**

A そのようなことはありません。各省庁は、多様な人材を確保するため、職務の特殊性を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用するよう努めることになっています。

## 官庁訪問等に関するQ&A④

**Q10 官庁訪問の際には、上着及びネクタイを着用しなければいけませんか。**

A 夏の官庁訪問期間中は、節電及び軽装の励行期間となっていますので、各省庁を訪問される際には、上着及びネクタイを着用していなくても差し支えありません。詳しくは、各省庁のホームページ等を御確認ください。

**Q11 官庁訪問を経て、採用候補者名簿の有効期間内に採用内定となればよいのでしょうか。**

A 採用内定ではなく、採用候補者名簿の有効期間内に「採用」される必要がありますので、御注意ください。採用候補者名簿の有効期間を経過した後は、当該名簿から採用されることはありません。

**Q12 官庁訪問の際に提出を求められた書類の記載内容について質問があります。どちらに連絡すればよいのでしょうか。**

A 官庁訪問当日に必要な書類や留意事項、訪問形式、オンラインの場合に必要なツールなど、詳細については、各省庁の判断で決定しており、人事院では把握していませんので、書類の記載内容に関する質問や訪問日時・形式の御相談などは、訪問先となる各省庁に御連絡ください。

**Q13 第2次試験日（筆記試験）（4月14日（日））から官庁訪問開始（6月12日（水）午前8時30分）までの間に、受験者側から各省庁に問合せをしてもよいですか。**

A 問合せを行うことは差し支えありません。  
なお、外形的に選考活動と判断される行為は禁止されていますので、受験者側から、問合せの趣旨を逸脱して、自己PRを行うなどの行為は御遠慮ください。

## 官庁訪問等に関するQ&amp;A⑤

**Q14** 省庁が開催する説明会に参加したいのですが、第2次試験（面接等）の日程が重なっています。第2次試験（面接等）の日程変更はできますか。

A 各省庁が開催する説明会への参加を理由として第2次試験（面接等）の日程を変更することはできません。各省庁は 第2次試験日（筆記試験）（4月14日（日））以降に説明会を開催する場合は、第2次試験日（面接等）、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数日程で行い、また、可能な限りオンライン会議ツールも併用することとしていますので、他の日程での参加をご検討ください。

**Q15** 官庁訪問におけるマッチングの結果、複数の省庁から良い感触を得ることができたのですが、今後、どのようにしたらよいでしょうか。

A 複数の省庁から良い感触を得た場合は、志望度の低い省庁の担当者に対して、志望度の高い省庁から良い感触を得た旨を正直に伝えるようにしてください。採用内定（内々定）は、1つの省庁からのみ応諾してください。

**Q16** 官庁訪問したのですが、うまくマッチングできず、内々定を得ることができませんでした。引き続き、翌年度の4月における採用を希望しているのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 官庁訪問期間の経過後、各省庁における官庁訪問は基本的に終了しますが、採用予定数に達していない省庁などでは、各省庁の判断により、引き続き受験者の参加を募り、当該年度内に面接等を実施する場合があります。人事院では、各省庁における面接等の実施予定について詳細を把握しておりませんので、引き続き面接等を希望する場合には、各省庁のホームページ等で情報を御確認いただくか、各省庁に直接お問い合わせください。  
なお、翌々年度4月以降の採用を目指すのであれば、採用候補者名簿の有効期間を踏まえつつ、次年度以降の官庁訪問に再び参加することも可能です。

## 官庁訪問等に関するQ&A⑥

**Q17 過年度の採用試験における最終合格者も、官庁訪問に参加する年度の官庁訪問ルールに従うことになるのですか。**

A 過年度の採用試験最終合格者の方も、官庁訪問に参加する年度の官庁訪問ルールに従っていただく必要があります。2024年度の官庁訪問には、2023年度又は2022年度の採用試験最終合格者も参加することが可能ですが、2024年度の官庁訪問ルールに従い、2024年度の採用試験最終合格者と共に、同じスケジュールで官庁訪問に参加することになります。

**Q18 過年度の総合職試験に最終合格しているのですが、改めて同試験を受験することなく、今年度の官庁訪問に参加できるのでしょうか。**

A 2022年度以前の総合職試験の採用候補者名簿に係る有効期間は、最終合格者発表日から3年間となっています。その有効期間内であれば、改めて総合職試験を受験することなく官庁訪問に参加できます。(ただし、有効期間内に採用内定を得るだけでなく「採用」される必要がありますので、ご注意ください。)  
例えば、2024年度の官庁訪問には、2025年4月の採用を目指す方であれば、2024年度採用試験の最終合格者に限らず、2023年度及び2022年度の採用試験最終合格者も参加いただけることとなります。  
ただし、採用候補者名簿の有効期間内であっても、一度、いずれかの省庁に採用された場合は、採用された試験の採用候補者名簿から削除されることとなりますので、その場合は、官庁訪問に参加することができません(再度受験し直していただく必要があります。)

## 官庁訪問等に関するQ&A⑦

**Q19** 大学の学部4年次に総合職試験を受験して最終合格しました。大学院に入学するため、修士課程を修了する3年後の採用を希望しているのですが、いつ官庁訪問をすればよいのでしょうか。

**A** 官庁訪問は、その翌年度4月の採用に向けて実施されるものですので、翌々年度(修士課程2年生時)の官庁訪問に参加いただくこととなります。  
例えば、2024年度の総合職試験に最終合格した後、2025年4月の採用を希望するのであれば、2024年度の官庁訪問に参加する必要がありますが、2027年4月の採用を希望するのであれば、2026年度の官庁訪問に参加する必要があります。  
なお、2026年度の官庁訪問ルール(日程含む)については、毎年度、各省庁人事担当課長会議申合せにより決定されます。

**Q20** 2024年度の総合職試験に最終合格した場合、2025年4月ではなく2026年4月の採用を希望しているため、2025年度に官庁訪問することを予定しています。  
2025年度の官庁訪問に関する日程は、いつ頃決定されるのでしょうか。

**A** 毎年度2月頃、翌年度の官庁訪問ルールが決定され、日程もその中で確定しますので、2025年度の官庁訪問ルールについては、2025年2月頃に決定される予定です。  
各省庁は、2026年4月採用に向けた官庁訪問については、(今後申し合わせる)2025年度の官庁訪問ルールに従うこととなりますので、2025年度の官庁訪問ルールにおける内々定解禁までの間は、受験者に対し、2026年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととされています。

## 官庁訪問等に関するQ&A⑧

**Q21 「総合職試験（技術系区分）既合格者向け6月期官庁訪問」に参加した後、同年度における夏の官庁訪問にも参加することはできるのでしょうか。**

A 双方の官庁訪問に参加することは差し支えありませんが、採用内定(内々定)は、1つの省庁からしか得ることができませんので、先行する既合格者向け6月期官庁訪問に参加し内々定を応諾した場合、それ以降に実施される夏の官庁訪問への参加は御遠慮ください。

**Q22 今年度の総合職試験を受験して最終合格した後、採用に至らないまま、翌年度も総合職試験を受験し最終合格した場合、今年度の採用候補者名簿からは削除されるのでしょうか。  
また、翌年度に受験して試験不合格となった場合、今年度試験の最終合格に影響はあるのでしょうか。**

A 例えば、2024年度の総合職試験に最終合格した後、採用に至らないまま、2025年度の総合職試験を受験し最終合格した場合、2024年度及び2025年度の採用候補者名簿にそれぞれ記載されることになり、2024年度の名簿から直ちに削除されるわけではありません。なお、名簿の有効期間は、それぞれの試験の最終合格者発表日から5年間となります。この状態で採用される場合は、どちらかの名簿から採用されることとなります。

また、翌年度試験の受験結果が今年度試験の最終合格に影響を及ぼすことはありませんので、例えば、2024年度の総合職試験に最終合格した後、採用に至らないまま、2025年度の総合職試験を受験し不合格となった場合でも、2024年度の試験結果に対して、影響が生じることはありません。

## 官庁訪問等に関するQ&A⑨

**Q23** 各省庁は、内々定の解禁日時までの間は、受験者に対して「内定、内々定に類似する言動」は厳に慎むこととされているようですが、具体的にどのような言動が該当するのでしょうか。

A 「内定、内々定に類似する言動」とは、例えば、「○日に来れば採用する」、「もう他省庁を回る必要はない」、「他省庁への訪問をやめれば採用する」、「○○省へ辞退の連絡をすれば採用する」、「あとは君の気持ち次第(でこちらの考えは決まっている)」、「明日は他省庁を回るな」、「明日は自宅(宿泊先)に電話を入れる(から他省庁を回るな)」など、他省庁訪問の可能性を閉ざすような言動が含まれます。

これらのいわゆる「オワハラ」と判断されるような行為は、官庁訪問ルール違反となります。

**Q24** 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けましたが、どうしたらよいのでしょうか。

A 人事院では、「国家公務員試験採用情報NAVI」上で、官庁訪問専用の相談・通報窓口を設けています。官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。通報者の意向を踏まえながら事実関係の調査を行い、必要に応じて該当省庁に是正を求め、各省庁にその事実を通知いたします。また、事実関係の調査の結果、重大な違反行為であると判断された場合には、人事院のホームページに違反省庁名を公表いたします。

(違反事例)

- ・業務説明会や相談会・座談会と称して、外形的に採用選考活動と判断されるような行為が行われた。
- ・官庁訪問してはいけない期間中であるにもかかわらず、担当者から官庁訪問することを求められた。
- ・深夜(22時以降)まで待たされる、深夜に長時間の電話をされるなど、過度な拘束を受けた。
- ・内々定の解禁日より前に、内定や内々定に類似するような言動があった。



国家公務員採用試験に関する最新の情報はこちらをチェック！

国家公務員試験採用情報NAV I  
<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>



国家公務員試験採用情報 X (旧Twitter)  
[https://twitter.com/jinjin\\_saiyo](https://twitter.com/jinjin_saiyo)



国家公務員試験採用情報 Instagram  
<https://www.instagram.com/jinjin.saiyo/>



国家公務員採用試験情報 Threads  
<https://www.threads.net/@jinjin.saiyo>



国家公務員試験採用情報チャンネル (YouTube)  
[https://www.youtube.com/channel/UCTk\\_x9QBe3EnDPSP2a0DrQg](https://www.youtube.com/channel/UCTk_x9QBe3EnDPSP2a0DrQg)

